

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。）第33条及び公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号。以下「非常勤就業規則」という。）第19条の規定に基づき、教職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程で給与とは、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、大学院研究科担当手当、入試問題作成手当、管理職手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(遺族の受給権の順位)

第3条 この規程で給与を遺族に支給する場合の受給者は、教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）とする。

2 配偶者のない場合において給与を受けるべき者は、教職員の子、父母、孫及び祖父母で教職員の死亡当時その教職員の収入によって生計を維持していた者又は教職員の収入によって生計を一にした者とし、その順位は前段に掲げる順による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

3 前項において同順位の者が2人以上ある場合には、人数によって等分するものとする。

(給与の支払い)

第4条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

(給料)

第5条 教職員の受ける給料は、公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成24年規程第40号。以下「勤務時間規程」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑困難及び責任の度に基づき、かつ勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件に応じて理事長が次条の分類によりこれを定める。

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は理事長が定める。

第6条の2 就業規則第26条第1項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、次条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(採用、昇格及び昇給の基準)

第7条 教職員の職務の級は、職務の級の定数の範囲内で、かつ、別に細則で定める基準に従い決定する。

2 前項の職務の級の定数とは、前条第2項の規定に基づいて決定された教職員の職務の級ごとの数をいう。

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に細則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に細則の定めるところにより決定する。

5 教職員(60歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する一般職給料表の適用を受ける教職員を除く。)の昇給は、別に細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給(次の各号に掲げる教職員は、3号給)とすることを標準として別に細則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの

(2) 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

7 55歳(教育職給料表の適用を受ける教職員にあっては、60歳)に達した日の属する年度の末日を超え、60歳(教育職給料表の適用を受ける教職員にあっては、65歳)に達した日の属する年度の末日まで在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(次の各号に掲げる教職員は、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(給与の支給方法)

第8条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日に給料の月額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日に支給する。

3 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに当該手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、大学院研究科担当手当及び入試問題作成手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給するものとする。

5 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日(これらの日が休日に当たるときは、それぞれその前日)とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

6 理事長は、特別の事由により、前4項の規定により難いと認めるときは、前4項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができるものとする。

第9条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に

異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合にあって、その月の1日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(休職給)

第10条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2 教職員が、結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 教職員が、前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教職員が、就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた教職員には、他の規程に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、別に細則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に細則で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは、「第10条第6項」と読み替えるものとする。

(残務整理の場合の給料)

第11条 教職員が、休職又は退職後事務引継又は残務整理のため特に命を受け業務に従事する場合には、その間なお従前の給料を日割計算により支給する。

(給与の減額)

第12条 正規の勤務時間に教職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合（公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程（平成24年規程第42号）第15条の規定による介護休業若しくは勤務時間規程第17条の規定による介護時間又は第18条の規定による組合休暇を取得する場合を除く。）を除く外、その勤務しない1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(給料の返納)

第13条 教職員が懲戒その他により給料の返納を要するときは、翌月分の給料からこれを控除する。ただし、翌月分の給料を支給しないときは、直ちにこれを返納させる。

(初任給調整手当)

第14条 新たに採用された教職員であって、採用の日において、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額（定年前再雇用短

時間勤務職員その他細則で定める教職員にあっては、細則で定める額)並びにこれに対する地域手当の月額並びに大学院研究科担当手当の月額を合計した額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を乗じたものを減じたもので除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。))が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して細則で定める額(次項において「基準額」という。))を下回るものには、採用の日から細則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。

2 初任給調整手当の月額は、細則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける教職員以外の教職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定めるものには、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族を有する教職員に対してこれを支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの(以下「教育職4級教職員等」という。))にあっては、3,500円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(地域手当)

第16条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号に掲げる教職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている教職員(別に細則で定める教職員を除く。)
- (2) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅(法人から宿舍を貸与されている教職員を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認

められるものとして別に細則で定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
 - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。
（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び第4項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に細則で定めるもの（以下この項及び第4項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、それぞれを利用し、又は使用する距離が交通機関等については片道2キロメートル未満、自動車等については片道1キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 前項第1号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額は、別に細則で定めるところにより算出した当該教職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは55,000円とする。
 - 3 第1項第2号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額は、次の各号に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して細則で定める教職員にあっては、その額に細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。
 - (1) 通勤距離が片道1キロメートル以上2キロメートル未満のもの 2,200円
 - (2) 通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満のもの 3,500円
 - (3) 通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,400円
 - (4) 通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 4,900円
 - (5) 通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 5,600円
 - (6) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの 7,300円
 - (7) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの 10,400円
 - (8) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの 13,500円
 - (9) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの 16,600円
 - (10) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの 19,700円
 - (11) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの 22,800円
 - (12) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの 25,900円

- (13) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの 29,100円
- (14) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの 32,300円
- (15) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの 35,500円
- (16) 通勤距離が片道60キロメートル以上のもの 38,700円

4 第1項第3号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額、第2項に規定する額に前項に規定する額を加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、特別の事情により、理事長が特に必要と認めた額を支給することができる。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(単身赴任手当)

第18条の2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することが常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に細則で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に細則で定める額を加算した額）とする。

3 地方公務員、国家公務員その他理事長が別に細則で定める者から、人事交流等により引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に細則で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に細則で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(大学院研究科担当手当)

第19条 大学院研究科担当手当は、次の各号に掲げる職務を担当する教員に対して、当該各号に定める額を支給する。

(1) 大学院研究科の研究指導（研究指導の補助を含む。以下同じ。）、又は研究指導及び授業 次に掲げる職種に応じ、次に掲げる額

ア 教授 月額16,200円

イ 准教授 月額13,500円

ウ 講師及び助教 月額12,600円

(2) 大学院研究科の授業 次に掲げる職種に応じ、次に掲げる額

ア 教授 月額8,100円

イ 准教授 月額6,750円

ウ 講師及び助教 月額6,300円

- 2 大学院研究科担当手当は、新たに当該職務に従事し、又は退職等により職務に従事しない場合においては、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とし、休暇（年次有給休暇、特別休暇、業務上の疾病による病気休暇又は休職期間を除く。）その他の理由により勤務しない日数が3日を超える場合においては、その超える日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給するものとする。

（入試問題作成手当）

第20条 入試問題作成手当は、入学試験問題の作成業務に従事した教職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 一般選抜試験、推薦に基づく選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験における入学試験問題の作成業務 次に掲げる業務の区分に応じた額

ア 小論文又は実技の問題作成業務 1教科につき10,000円

イ 前号以外の問題作成業務 1教科につき20,000円

ウ 問題作成業務に係る出題責任者業務 1教科につき5,000円

- (2) 大学院入学者選抜試験及び編入学試験における問題作成業務に対する入学試験問題の作成業務 1教科につき5,000円

（管理職手当）

第21条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、次項の表に掲げる教職員に対して支給する。

- 2 管理職手当の支給月額、当該教職員の給料月額に同表に定める支給率を乗じて得た額（定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

役職名	支給率
副学長、学部長、事務局長	100分の15
研究科長、学科長、図書館長、美術館長、課長	100分の13

- 3 管理職手当は、教職員が月の中途において任用又は退職したときは、日割計算により支給し、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（別に細則で定める場合を除く。）は、支給しない。

- 4 教職員が、管理職手当の支給を受けることができる教職員の職を兼ねるときは、その兼ねる教職員として受けるべき管理職手当は、支給しない。

（時間外勤務手当）

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び勤務時間規程第7条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する別に細則で定める時間の勤務を除く。）の時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

4 勤務時間規程第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項各号に規定する割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の25

5 定年前再雇用短時間職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第23条 教職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

3 前2項の休日とは、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び勤務時間規程第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）をいう。ただし、勤務時間規程第5条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、当該祝日法による休日が週休日に当たるときは、別に細則で定める日についても休日を含むものとする。

（夜間勤務手当）

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する教職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに大学院研究科担当手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。ただし、非常勤教職員の勤務1時間当たりの給与額は、非常勤就業規則第21条第1項の規定により決定するものとする。

(端数計算)

第26条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 前項の規定は、第22条から第24条までの規定により支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合に準用する。

第27条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第28条 第22条、第23条、第24条及び前条の規定は、第21条に規定する教職員には適用しない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(管理教職員特別勤務手当)

第28条の2 第21条第1項の管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、第21条第2項の表に掲げる教職員（以下この条において「管理教職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して細則で定める勤務をした教職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において細則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(期末手当)

第29条 期末手当は、第8条第5項で定める基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、同項で定める支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（第10条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に細則で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。
- 5 別に細則で定める教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に細則で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に細則で定める。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第50条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第1項第2号又は第3号の規定により解雇となった教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までの間に退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
 - 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、こ

の限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(勤勉手当)

第32条 勤勉手当は、第8条第5項で定める基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の勤務成績に応じて、同項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員(別に細則で定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に細則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額」とあるのは「第32条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する第8条第5項で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(定年前再雇用短時間勤務職員についての適用除外)

第33条 第7条第3項から第10項まで及び第15条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(実施規定)

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
(給与の口座振込の申出に係る経過措置)
- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した教職員（以下「承継教職員」という。）のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその申出に基づき尾道市から給与の口座振込を受けていた者については、当該申出をこの規程第4条第2項の規定に基づく申出とみなすことができる。

(施行日における承継教職員の職務の級及び号給)

- 3 承継教職員で、施行日の前日においてその者が属していた尾道市職員給与条例（昭和26年尾道市条例第4号。以下「給与条例」という。）の職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表に掲げられている職務の級であった教職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、別に辞令を発せられない限り、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 4 承継教職員の施行日における号給は、別に辞令を発せられない限り、その者が施行日の前日において給与条例の規定により決定されていた号給と同一の号給とする。
- 5 施行日に昇給をした教職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において給与条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第7条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。

(給料月額に関する経過措置)

- 6 承継教職員のうち、施行日の前日において尾道市職員給与条例の一部を改正する条例（平成18年尾道市条例第30号）付則第8条から第10条までの規定の適用を受けていた者については、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。この場合における同条例付則第8条第1号中「99.1」とあるのは「97.1」とし、同号の表は次のとおりとする。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から25号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

(昇給期間の通算)

- 7 承継教職員に対する施行日以降における最初の第7条第5項の規定の適用については、給与条例の規定により決定された号給を受けていた期間を施行日における号給を受ける期間に通算する。

(休職給を受けていた教職員の通算)

- 8 施行日の前日において給与条例の規定により休職給を受けていた者が承継教職員となり、施行日以後休職給を受けることとなった教職員の給与については、その者の休職期間として経過した期間は、この規程の第10条第1項から第4項までの各項の規定によるその者の休職理由に対応する休職給が支給されていた期間とし、その者の休職理由に対応する第10条第1項から第4項までの各項の規定による休職給の支給期間に残期間がある場合には、その期間当該各項の定めるところによって休職給を支給する。

(期末手当の計算の基礎となる在職期間の通算)

- 9 承継教職員の施行日の前日までの期間は、期末手当及び勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

(手続等の経過措置)

- 10 施行日の前日までに給与条例の規定によりなされた教職員の給与に関する手続は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(一般職給料表の適用を受ける定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額に関する経過措置)

- 11 定年前再雇用短時間勤務職員に係る別表第2の適用については、当分の間、別表第2中「

定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

とあるのは

「

定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		183,000	203,500	224,000	244,500	265,000	275,000

」

と読み替えるものとする。

- 1 2 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第14項において「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 1 3 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。
 - (1) 教育職給料表の適用を受ける教職員
 - (2) 臨時的に任用される教職員その他の規程等により任期を定めて任用される教職員及び非常勤教職員
 - (3) 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。）第27条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第27条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第27条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第27条の2第1項に規定する職を占めるきょう職員
 - (4) 就業規則第24条第1項又は第2項の規定により勤務している教職員（就業規則第21条第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。）
- 1 4 就業規則第27条の2第3項に規定する他の職への降任等をされた教職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に付則第12項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 1 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。
- 1 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（付則第12項の規定の適用を受ける教職員に限り、付則第14項に規定する教職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

- 17 付則第14項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の付則第12項の規定の適用を受ける教職員であつて、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 付則第12項又は前2項の規定による給料を支給される教職員に対する第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と付則第12項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 付則第12項から前項までに定めるもののほか、付則第12項の規定による給料月額、付則第14項の規定による給料その他付則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付則別表 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級

付 則（平成25年3月26日規程第141号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月24日規程第176号）
（施行期日等）

- この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 第1条の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第32条第2項第1号及び第2号の規定並びに付則第15項の規程は、平成26年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成27年3月26日規程第185号）
（施行期日）

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日におい

て職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切換えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、令和2年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 4 施行日の前日において、給与規程付則第6項の規定による給料の支給を受けていた教職員にあっては、前項の規定による給料の額より尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年尾道市条例第25号）第2条による改正前の尾道市給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正（平成18年条例第30号）付則第8条から第10条までの規定に準じて算出した給料の額（給与規程付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）が多いときは、前項の規定にかかわらず、その多い額をもってその教職員に支給する給料の額とする。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第3項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たな給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前4項の規定による給料を支給される教職員に関する給与規程第8条並びに給与規程付則第12項第3号及び第4号の規定の適用については、給与規程第8条並びに給与規程付則第12項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立大学法人尾道市立大学給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第185号）付則第3項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。
- 8 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学給与規程第18条の2第2項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額については、同中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で細則で定める額」とする。

(委任)

- 9 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成28年2月26日規程第201号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第32条第2項第1号及び第2号並びに付則第15項の規程は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成28年12月21日規程第218号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与規程第32条第2項第1号及び第2号並びに付則15項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後の給与規程」という。）第16条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同項中「前項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの（以下「教育職4級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「こ

れらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与規程第16条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与規程第16条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「(教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの(以下「教育職4級教職員等」という。))にあつては、3,500円)、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(委任)

- 7 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成29年12月11日規程第233号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成30年12月18日規程第246号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (令和元年12月18日規程第270号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条及び付則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

- 6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(委任)

- 7 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (令和2年3月27日規程第277号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年11月27日規程第287号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年3月31日規程第302号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月29日規程第310号）
（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
（令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第29条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる教職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 再雇用職員（公立大学法人尾道市立大学職員の再雇用に関する規程（平成24年規程第48号）第2条第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の教職員
127.5分の15
 - (2) 再雇用職員 72.5分の10
（委任）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和4年12月26日規程第318号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和4年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和5年3月27日規程第334号）抄
（施行期日）

- 第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
（定義）
- 第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 令和5年改正規則 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則の一部を改正する規程（令和5年規程第333号）をいう。
 - (2) 暫定再雇用職員 令和5年改正規則付則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
 - (3) 暫定再雇用短時間勤務職員 令和5年改正規則附則第4条第1項若しくは第2項の規定

により採用された教職員をいう。

- (4) 定年前再雇用短時間勤務職員 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号）第26条第1項の規定により採用された教職員をいう。

（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再雇用職員（暫定再雇用短時間勤務職員を除く。）の給料月額、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第6条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規程第7条第1項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の新公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「新給与規程」という。）第29条第3項の規定を適用する。
- 3 新給与規程第32条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる教職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び令和5年改正規則附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員（次号において「暫定再雇用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。
- 4 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第7条第3項から第10項まで、第15条、第16条及び第17条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

付 則（令和5年12月19日規程第340号）抄
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。
- （給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
- （委任）
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和6年12月18日規程第356号）抄
（施行期日等）

- 第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

第3条 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において給与規程別表第1及び別表第2の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次条及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした教職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程第15条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは、「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」

とあるのは、
「(5) 心身に著しい障害がある者」
(6) 配偶者」と、同条第3項中「13,000円」

とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第6条 切替日から令和8年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の2」とする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付則別表 職務の号給の切替表

教育職給料表の適用を受ける教職員

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

1 2	1	1	1
1 3	1	1	1
1 4	2	1	1
1 5	3	1	1
1 6	4	1	1
1 7	5	1	1
1 8	6	2	1
1 9	7	3	1
2 0	8	4	1
2 1	9	5	1
2 2	1 0	6	1
2 3	1 1	7	2
2 4	1 2	8	2
2 5	1 3	9	2
2 6	1 4	1 0	2
2 7	1 5	1 1	3
2 8	1 6	1 2	3
2 9	1 7	1 3	3
3 0	1 8	1 4	3
3 1	1 9	1 5	4
3 2	2 0	1 6	4
3 3	2 1	1 7	4
3 4	2 2	1 8	4
3 5	2 3	1 9	5
3 6	2 4	2 0	5
3 7	2 5	2 1	5
3 8	2 6	2 2	5
3 9	2 7	2 3	6
4 0	2 8	2 4	6
4 1	2 9	2 5	6
4 2	3 0	2 6	6
4 3	3 1	2 7	7
4 4	3 2	2 8	7
4 5	3 3	2 9	7
4 6	3 4	3 0	7
4 7	3 5	3 1	8
4 8	3 6	3 2	8
4 9	3 7	3 3	8
5 0	3 8	3 4	8
5 1	3 9	3 5	9
5 2	4 0	3 6	9
5 3	4 1	3 7	9
5 4	4 2	3 8	9
5 5	4 3	3 9	1 0
5 6	4 4	4 0	1 0

5 7	4 5	4 1	1 0
5 8	4 6	4 2	1 0
5 9	4 7	4 3	1 1
6 0	4 8	4 4	1 1
6 1	4 9	4 5	1 1
6 2	5 0	4 6	1 1
6 3	5 1	4 7	1 2
6 4	5 2	4 8	1 2
6 5	5 3	4 9	1 2
6 6	5 4	5 0	1 2
6 7	5 5	5 1	1 3
6 8	5 6	5 2	1 3
6 9	5 7	5 3	1 3
7 0	5 8	5 4	1 3
7 1	5 9	5 5	1 4
7 2	6 0	5 6	1 4
7 3	6 1	5 7	1 4
7 4	6 2	5 8	1 4
7 5	6 3	5 9	1 4
7 6	6 4	6 0	1 5
7 7	6 5	6 1	1 5
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	
9 0	7 8		
9 1	7 9		
9 2	8 0		
9 3	8 1		
9 4	8 2		
9 5	8 3		
9 6	8 4		
9 7	8 5		
9 8	8 6		
9 9	8 7		
1 0 0	8 8		
1 0 1	8 9		

1 0 2	9 0		
1 0 3	9 1		
1 0 4	9 2		
1 0 5	9 3		

一般職給料表の適用を受ける教職員

旧 号 給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	2
1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5
1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5

3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0

8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

付 則（令和7年3月27日規程第363号）抄
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則の定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁

銬はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規程（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第31条第1項第1号及び第4項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

付 則（令和7年12月17日規程第368号）

(施行期日等)

第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第18条第3項の改正規定 令和8年1月1日

(2) 第2条及び第3条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定（給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和7年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与規程第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 第1条の規定（給与規程第18条第3項の改正規定を除く。）による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和8年3月26日規程第377号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

教育職給料表

教職員 の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
教員		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	
	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	
	43	352,600	411,300	451,600	
	44	352,900	412,400	452,300	

	45	353,400	413,300	453,000	
	46	353,900	414,300	453,900	
	47	354,400	415,300	454,800	
	48	354,700	416,200	455,700	
	49	355,000	417,400	456,600	
	50	355,300	418,700	457,500	
	51	355,600	420,100	458,500	
	52	355,900	421,400	459,400	
	53	356,300	422,200	460,400	
	54	356,600	423,200	461,400	
	55	357,000	424,200	462,300	
	56	357,300	425,300	463,300	
	57	357,600	426,200	464,200	
	58	358,000	426,900	465,100	
	59	358,300	427,700	466,000	
	60	358,700	428,400	467,000	
	61	359,000	429,100	467,800	
	62	359,300	429,900	468,200	
	63	359,700	430,700	468,800	
	64	360,000	431,300	469,400	
	65	360,300	431,900	470,000	
	66	360,700	432,200	470,700	
	67	361,000	432,500	471,000	
	68	361,400	432,800	471,600	
	69	361,800	433,100	472,000	
	70	362,100	433,400	472,300	
	71	362,500	433,600	472,600	
	72	362,900	433,900	472,900	
	73	363,200	434,100	473,200	
	74	363,600	434,300		
	75	364,000	434,600		
	76	364,400	434,900		
	77	364,700	435,100		
	78	365,100	435,300		
	79	365,500	435,600		
	80	366,000	435,900		
	81	366,500	436,100		
	82	367,100	436,300		
	83	367,800	436,600		
	84	368,400	436,900		
	85	369,000	437,100		
	86	369,600	437,400		
	87	370,200	437,700		
	88	370,800	437,900		
	89	371,300	438,100		
	90	371,700	438,400		
	91	372,000	438,700		
	92	372,400	438,900		
	93	372,800	439,100		
	94	373,200			

	95	373,600			
	96	374,000			
	97	374,600			
	98	375,100			
	99	375,500			
	100	376,000			
	101	376,400			
	102	376,900			
	103	377,200			
	104	377,500			
	105	378,000			
	106	378,400			
	107	378,900			
	108	379,400			
	109	379,800			
	110	380,300			
	111	380,700			
	112	381,100			
	113	381,500			
	114	381,900			
	115	382,300			
	116	382,700			
	117	383,100			
	118	383,500			
	119	383,900			
	120	384,300			
	121	384,600			
	122	385,000			
	123	385,400			
	124	385,700			
	125	386,100			
	126	386,600			
	127	387,100			
	128	387,500			
	129	387,900			

備考

- 1 この表は、教授、准教授、講師、助教その他の教職員で理事長が定める者に適用する。
- 2 令和7年4月1日から適用する。

別表第2（第6条関係）

一般職給料表

教職員の 区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 雇用短時 間勤務職 員以外の 教職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700

	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200

	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,400	425,600
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
	75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
	76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
	77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
	78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
	79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
	80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
	81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
	82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
	83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
	84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	
	85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	
	86	266,200	305,800	355,700			
	87	266,500	306,100	356,100			
	88	266,800	306,400	356,500			
	89	267,100	306,700	356,700			
	90	267,400	307,000	357,100			
	91	267,700	307,300	357,500			
	92	268,000	307,600	357,900			
	93	268,300	307,800	358,100			
	94		308,000	358,400			
	95		308,300	358,800			
	96		308,700	359,100			
	97		308,900	359,400			
	98		309,200	359,800			
	99		309,500	360,200			
	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			

	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての教職員に適用する。
- 令和7年4月1日から適用する。

別表第3（第6条関係）

教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	助教の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

別表第4（第6条関係）

一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主任の職務又はこれに相当する職務
3 級	係長の職務又はこれに相当する職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務又はこれに相当する職務
6 級	事務局長の職務又はこれに相当する職務